利用約款

ベイサイドウェルネスパークゴルフ練習場(ショートコース)利用約款

第１条　（約款の適用）

ベイサイドウェルネスパークゴルフ練習場（ショートコース）（以下「当練習場」といいます。）の利用者は、ベイサイドウェルネスパークゴルフ練習場（ショートコース）利用約款（以下「本約款」といいます。）に従っていただきます。

第２条　（施設利用契約の成立）

当練習場の利用者は、当フロントにて本約款をご確認の上ご入場下さい。
当練習場は予約制ではありませんので、スタートは先着順とさせていただきます。
ショートコースご利用者（代表者）につきましては所定の用紙にご署名をしていただきます。それにより当練習場は署名者の施設利用をお引き受けいたします。同組にてプレーする方皆様ご一緒に受付をお願いいたします。
プレー人数は 1 組 4 名以内とし、スタート・ホールアウト時間を厳守の上プレーをお願いいたします。
同伴者につきましては規定によりコース内への立ち入りはできません。

第３条　（施設利用の拒絶・利用継続の拒否）

当練習場は次の各号のいずれかに該当する場合は施設の利用及び利用継続をお断りする事があります。

1. ショートコースが満員のためスタート時間に余裕がないとき
2. 天災その他やむを得ない事情により、当練習場をクローズするとき
3. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行う恐れがある者と認められるとき
4. 利用者が集団的にまたは、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者と認められるとき
5. 偽名又は他人名義で受付が行われたとき
6. 受付をせずにコース内に立ち入ったとき受付をしない者を同伴してコース内に立ち入ったとき
7. 泥酔、覚せい剤等の薬物使用のとき
8. 刃物、危険物等を所持しているとき
9. ルール・マナーに著しく反するとき及びその警告を無視して改めないとき
10. 当練習場に対して好ましくない行為があったとき
11. その他、本約款に違反したとき

第３条２　（暴力団などの入場利用の拒絶）

当練習場では、利用者が次の事由に該当する者がいると認められる場合、施設への入場、並びに利用をお断りします。

・暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体、またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という）等と認められるとき
・暴力団等反社会勢力を同伴又は紹介により入場させたとき
・粗野な振る舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為等の当練習場の業務遂行に支障をきたす行為があったたき
・法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいるとき

尚、プレーの途中に暴力団等反社会勢力と判明した場合にも、その後の利用の継続をお断りするものとします。

第４条　（施設利用及び利用継続の拒絶の対する免責）

当練習場は、前二条の施設利用及び利用継続の拒絶、暴力団等の入場利用の拒絶に係る損害賠償の責任を負いません。

第５条　（休業日、営業時間）

当練習場の休業日及び営業時間については、当練習場が別に定めるところによります。ただし、臨時的に変更する事があります。

第６条　（金銭その他貴重品、携帯品）

利用者の携帯品等は、ご自身で管理していただきます。携帯品の紛失・盗難について一切の責任を負いません。
当練習場でのお忘れ物につきましては、発見の日から１ヶ月間お預かりいたします。期限内に受け取りに来られなかった場合は、お忘れ物の所有権を放棄したものとみなし廃棄処分などの処理をいたします。

第７条　（自動車及び携帯品等の事故責任）

当練習場が提供している駐車場で自動車及び携帯品に盗難又は損傷等の事故があっても当練習場は一切の責任を負いません。

第８条　（危険防止・事故防止）

当練習場では利用者が楽しく安全に練習していただけるように、次に挙げる事項を定めています。利用者は必ず遵守して下さい。

＜禁止事項＞

1. プレーヤー以外の方のコースへの立ち入り
2. 泥酔状態でのラウンド
3. 15 歳以下のお子様のみのラウンド
4. ティーマーカー外での素振り
5. 打者の前方へ出る行為

＜注意事項＞

1. 楽しく安全にプレーをしていただくため、エチケット、マナーをお守り下さい
2. ドレスコードは設けておりませんので各自動きやすい服装でプレーしていただけます。
   スニーカー等の運動靴でもプレーしていただけますが、芝生の上、特に傾斜は滑りやすくなっておりますので十分ご注意下さい。
   金属スパイクはご遠慮下さい。また、プレー時は危険防止のため帽子着帽をお願いいたします
3. プレーヤーは自己の飛距離を考慮した上で使用するクラブ（ウッド系クラブの使用禁止）を選び、プレーをして下さい
4. プレーヤーは自己の飛距離を自分で判断し先行組に打ち込まれないように打球して下さい
5. 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。万が一打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図し邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい
6. 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させるときは後続組が全員打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい
7. ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り後続組の打球に対して安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい
8. グリーン上のボールマーク（ボールの落下跡）は各自の責任にて修復をお願いいたします
   手引きカート、スタンドバックのグリーン上への持ち込みはご遠慮下さい
9. プレー中、一カ所での練習行為（複数球打ち込み禁止）ならびにスロープレーはご遠慮下さい
10. 定められたホール間以外でのプレーは大変危険ですのでご遠慮下さい。なお事故等が起こった場合は全てプレーヤーの責任となり当練習場は責任を負いません。
11. プレーフィ未払いの同伴者はコースに入場できません
12. プレー終了後はご自身のクラブを点検し、間違いないか慎重にご確認下さい

第９条　（強風、雷、異常気象時の注意事項）

強風、雷、異常気象などの際は、各自判断にてプレーを中断し安全と思われる場所に避難して下さい。

第 10 条　（火気の使用についての注意事項）

当練習場内での火気使用は所定場所以外は厳禁します。タバコ・マッチなどを使って歩きながらに喫煙などは絶対に行わないで下さい。

第 11 条　（違反の場合の責任）

利用者が、8 条・9 条・10 条に違反して、第三者に損害などの事故を発生させた場合又は、自分が違反して損害などの被害を受けた場合は、当練習場は一切損害賠償などの責任を負いません。

第 12 条　（施設に損害を与えた場合）

利用者の故意過失により、当練習場の施設に損害を与えた場合はその損害を賠償していただきます。

第 13 条　（持込み品の禁止）

施設内へは、次の各号に挙げる物品の持込みをお断りいたします。

1. 動物（ペット含む）
2. 悪臭又は騒音を発するもの
3. 銃砲刀剣類
4. 発火又は爆発の恐れのあるもの
5. その他、他人に迷惑を及ぼす物品

第 14 条　（行為の禁止）

施設内では、次の各号に挙げる行為はお断りいたします。

1. 賭博その他風紀を乱す行為
2. 物品販売及び広告宣伝行為
3. 利用者以外のコース内への立ち入り
4. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為

（付　　則）

本約款は、利用者が来場したときから効力を発生し、施設の利用を終了したときまで効力を有するものとします。又、本約款は必要に応じ改定することがあります。

以　上
ベイサイドウェルネスパークゴルフ練習場
2021 年 1 月 22 日